

## ノルウェー法

動産信用売買(クレジット・ファイナンス) : 1985年6月21日の法律(第82号)

### 第1章 適用範囲、強行法規性および定義

#### 第1条 本法の適用範囲

本法は、動産の信用売買(信用売買)、回転信用勘定の合意、第29条の規定する動産の賃貸借、および消費者信用サービス提供に適用される。本法に別段の定めがないかぎり、本法は消費者信用売買その他の信用売買に適用される。

回転信用勘定の合意に基づき、動産の売買以外の目的で信用が供与されるとき、本条の規定は回転信用勘定に基づく売買に適用される限りにおいて、準用される。

本法は、船舶登録、送電線登録または航空機登録に登録されうる動産には適用されない。しかしながら、これらの動産のための設備の信用売買および賃貸借の合意は、本法の適用対象となる。

本法第3条第1項に基づく信用売買とみなされない、動産担保法第3-14条(b)号に基づく売主の先取特権には、本法第15条乃至第19条が準用される。

#### 第2条 強行法規性

法律に別段の定めがある場合を除き、消費者信用売買、消費者賃貸借、売主の先取特権付きの売買および消費者信用サービス提供について、買主、借主またはサービスの受領者は、本法に基づいて有する権利を事前に放棄することができない。

消費者信用売買に関して、買主は、事前に、法律が定める以外の地位を承諾し、自らの利益のために和解をする権限を与え、または仲裁に合意することができない。

#### 第3条 定義

本法において、

##### (1) 信用売買は、

- (a) 代金の全部または一部の支払いを猶予することを合意した動産売買、
- (b) 代金の全部または一部がローンの形を取り、売主、もしくは売主との合意に基づき、他者が信用を供与する動産売買(ローン関連売買)、または
- (c) 受領者が商品の所有者となることが当事者の意図である場合に、売買の代金支払いを担保する目的で締結された賃貸借その他の動産の使用に関する合意を意味する。

##### (2) 回転信用勘定に基づく売買は、売買代金の全部または一部が買主(勘定保有者)と回

転信用勘定の信用供与者との合意（回転信用勘定の合意）によってカバーされる、信用に基づく売買を意味する。

- (3) 消費者信用売買は、当該状況の下で主として買主、その家族もしくは知人達による個人的利用を目的とし、またはその他の個人的な目的を意図し、信用の供与が営業活動として行われる、信用に基づく動産の売買。
- (4) 消費者信用サービス提供は、
  - 一 当該状況の下で主として買主、その家族もしくは知人達による個人的利用を目的とし、またはその他の個人的目的を意図する、サービスの提供について、
  - 一 対価の全部または一部の支払いを猶予することが合意され、またはその支払いがローンの形をとり、サービスの提供者、もしくはサービス提供者との合意に基づき第三者によって信用が供与される場合で、かつ
  - 一 信用の供与が営業活動として行われる場合を意味する。
- (5) 消費者信用貸借は、当該状況の下で主として借主、その家族もしくは知人達による個人的利用を目的とし、またはその他の個人的な目的を意図し、貸借が営業活動として行われる、動産の貸借を意味する。
- (6) 信用供与者は、売主その他信用を供与する者、または売買代金請求権もしくはローン返還請求権の譲受人を意味する。

## **第2章 信用売買に関する一般条項**

### **消費者信用売買**

#### **第4条 売買の合意に関する情報の提供義務**

消費者信用売買に関する約定がなされたとき、信用供与者またはそのために行為する売主は、書面で次の情報を提供しなければならない。

- (a) 現金払い価格：現金で支払いがなされたのであれば、売主が請求していたであろう金額。
- (b) 頭金：買主によって支払われた現金額。
- (c) ファイナンス手数料：利息額、その他信用供与を原因として買主が支払う義務を負う、現金払い価格に付加される金額の合計。
- (d) 信用売買価格：現金払い価格およびファイナンス手数料の合計、すなわち、買主が支払うべき総額。
- (e) 分割払い計画：個々の分割払いの金額、その回数および支払日、ならびに分割払いの合計額、すなわち買主が頭金の他に支払うべき金額。

(f) 実質利率：買主が信用供与を受ける現金払い価格の一部について、第 6 条 a（第 28 条参照）に従って算出される年間パーセンテージとしてのファイナンス手数料。

(g) 実質利率を変更しうる合意条項。

第 1 パラグラフは、回転信用勘定に基づく売買に適用されない。ただし、引渡しのあった月の月末から 30 日以上、信用が供与される場合はこの限りでない。

#### 第 5 条 回転信用勘定の約定に関する情報の提供義務

消費者信用売買のために回転信用勘定が合意されたとき、信用供与者は、書面で次の情報を提供しなければならない。

(a) 存在する場合には、信用供与の限度額。

(b) 年間の名目利率、および勘定保持者が負担するファイナンス手数料。

(c) 第 6 条 a（第 28 条参照）に従って算出される、実質利率。信用の様々な利用の仕方によって利率がどのようになるかを示さなければならない。

(d) 約定に従って買主の提供の履行期が到来する条件。

(e) 実質または名目利率、および手数料を変更しうる合意条項。

(f) 契約関係を終了する条件。

#### 第 5 条 a 信用供与に関する約定

消費者信用売買について、信用供与に関する約定は、買主の署名した書面によって締結されなければならない。約定の写しが買主に提供されなければならない。書面による約定は、約定の主要な条件を含まなければならない。

第 4 条および第 5 条に従って、信用供与に関する約定の締結以前に、買主が受領した書面における情報は、信用供与に関する約定の一部とみなされる。

書面による信用供与の約定は、特定の状況の下で買主によって支払われるべき費用で、第 6 条第 1 パラグラフ b 項に従って実質利率の計算の基礎に参入されない費用を表示しなければならない。特定の状況は正確に定義されなければならない。総費用が分かっているとき、総費用も述べられなければならない。それ以外の場合には、可能であれば、可能な限り現実的な算定基礎に基づく総額の計算方法を示さなければならない。

引き渡しのあった月の月末から 30 日以上の期間にわたり信用が供与される場合に限り、第 1 パラグラフ乃至第 3 パラグラフは適用される。

#### 第 5 条 b ファイナンス手数料の通知

買主は、利率またはその他のファイナンスの変更は、変更が生じる少なくとも 1 週間前に、買主に通知されなければならない。

## 第6条 マーケティングに関する情報の提供

営業活動の一部として、信用供与の条件に関する情報の全部または一部が、消費者買主をターゲットとして、広告その他のマーケティング手段の中で示されるとき、第4条および第5条に基づく実質金利が表示されなければならない。それが唯一の現実的な方法であるとき、実質利率は少なくとも一つの代表的事例によって示されなければならない。申込みが特定の商品に関するとき、現金払い価格および信用売買価格が表示されなければならない。

### 第6条 a 実質利率の計算

実質利率は、国王が規則に定める数学公式に従って、計算されなければならない。実質利率は、買主が信用供与を受ける現金払い価格の一部について、年間パーセンテージとして表現され、信用供与としての返済額を考慮に入れることができる。実質利率は買主によって支払われる全費用を基礎として計算されなければならない。ただし、次の費用は控除することができる。

- (a) 弁済遅滞に対する手数料。
- (b) 金銭取引の費用。ただし、買主が当該サービスの利用に際して合理的選択肢を有せず、当該コストが著しく高額である場合を除く。
- (c) 信用の返済および利息その他の手数料の支払いに利用する勘定の維持手数料。ただし、買主が返済について合理的選択肢を有せず、当該費用が著しく高額であるときはこの限りでない。支払いを請求する費用は算定の根拠に含まれる。
- (d) 信用供与に関する合意以外の合意に基づいて、団体または協会に参加する費用。当該費用が信用供与の条件に影響を与える場合も同様である。
- (e) 保険料または保証料。当該費用が、買主の死亡、行為能力の喪失、疾病または解雇の際に、信用供与者に対して、信用供与額の全部または一部を利息およびその他の費用を付して返済することを保証するために含まれ、当該費用が信用供与者によって信用供与の条件とされている場合はこの限りでない。
- (f) 現金払いまたは信用払いにかかわらず支払われる売買代金に付加される費用。

実質利率は、信用供与に関する合意がなされた時点における状況において算定される。実質利率の算定は、信用取引に関する合意が合意された期間継続し、信用供与者と買主が合意に基づく義務を履行することを前提としてなされなければならない。

実質利率の算定に含まれる費用額の変更を許容する信用供与取引について、実質利率の算定は、費用額が信用供与取引の期間中変更されないことを前提としてなされなければならない。

反対の合意のない限り、実質利率の算定について、信用供与が可能であり、返済が合意に基づく最も早い日になされることが前提とされなければならない。

## 第7条 頭金の最少額

消費者信用売買について、国王は、商品の現金払い価格の少なくとも20パーセントが、現金で支払われるべきことを要求する規則を定めることができる。

第1パラグラフは、現金払い価格が保険法に基づく基礎金額の10パーセントを超え、引渡しのあった月の月末から30日以上にわたり信用が供与される場合に適用される。

## 第8条 売主以外の信用供与者に対する買主による抗弁の主張

消費者信用売買について、買主は、売主以外の信用供与者に対して、当該売買に基づき、売主に対するのと同じ抗弁を主張し、支払いを請求することができる。動産売買法に基づく売主に対する抗弁の主張に加え、信用供与者に対して、合理的に最も早い機会に、通知がなされなければならない。

買主が第1パラグラフに基づき信用供与者に対する金銭の支払い請求権を有するとき、信用供与者の責任は、当該売買について買主から受領した金額に限定される。

本条は、買主に対する請求権を譲り受けた信用供与者に対して買主が主張した抗弁または金銭請求権に適用されない。

## 第8条 a 信用供与者の請求権が譲渡または質入れされた場合における買主の抗弁

法律に別段の定めがある場合を除き、信用供与者の請求権が譲渡または質入れされたとき、消費者信用売買における買主は、当該売買または信用供与関係に基づいて当初の債権者に対するのと同じ請求権または反対請求権を譲受人または質権者に主張することができる。

## 第9条 為替手形の使用禁止など

消費者信用売買に関する請求権について、為替手形を発行することはできない。譲渡または質入れに際して、買主が、当初の信用供与者に対するのと同じ抗弁または金銭請求権を、善意で証書を受け取った者に対して主張することを排除または制限するような債務の承認も認められない。

## 消費者信用売買およびその他の信用売買

## 第10条 債務への充当

信用供与者は、信用売買に関連する請求権の決済のために買主がなす支払いを、買主に対する他の債権への充当に用いてはならない。回転信用勘定に基づく売買において、勘定への支払いはいつでも勘定の残高に充当されうる。

どの債務に対する弁済であるかを買主が明確にしなかったとき、または状況に基づいて明らかでないとき、当該弁済は、最も早く履行期の到来する債務に充当される。

#### 第 11 条 期限前に決済する買主の権利

買主は全ての債務をいつでも決済する自由を有する。

買主は、信用を供与されていた期間についてのみ、ファイナンス手数料を支払う義務を負う。分割払いが合意されていたとき、信用供与期間は、最初の弁済期から開始するものと起算される。国王は、本パラグラフに従ってファイナンス手数料が算定される方法について、より詳細な規則を定めることができる。

#### 第 12 条 期限前に決済をする買主の義務

信用供与者は、次の場合、合意された期限よりも早く、全債務の弁済を請求することができる。

- (a) 信用売買価格の少なくとも 10 パーセントまたは少なくとも 2 回の分割弁済が弁済期後 1 か月を経過しても支払われないうとき。
- (b) 回転信用勘定に基づく売買に際して、勘定の未弁済額の少なくとも 10 分の 1 が弁済期後 1 か月を経過しても支払われないうとき。
- (c) 売主の先取特権が合意され、買主がその目的物を重大なリスクにさらしたとき。

買主に対して 2 週間前に書面で催告がなされたときに限り、弁済期前の支払いを請求することができる。

弁済期前に決済がなされた場合におけるファイナンス手数料の減額に関する第 11 条第 1 パラグラフが準用される。

### **第 3 章 回転信用勘定に基づく売買に関する特則**

#### 第 13 条 クレジット・カードの悪用に対する責任

回転信用勘定に関する合意に基づいて発行されたクレジットが他者によって悪用されたとき、勘定保有者は、次の場合にのみ損失に責任を負う。

- (a) 勘定保有者が、550 クローネを超えない限度で、一定額について責任を負うことについて明示的に合意したとき、
- (b) 勘定保有者またはカードを委ねた者が、故意または重大な過失によって、カードを紛失したとき、
- (c) 勘定保有者またはカードを委ねた者が、信用供与者に対し、カードの紛失に気付いてから直ちに、またはカード紛失から合理的な期間内に、その事実を通知しなかったとき、または、
- (d) 勘定保有者がカードを委ねた者によって、カードが悪用されたとき。

勘定保有者がカードを保持していないことについて信用供与者が通知を受けた後にな

された売買について、信用供与者がクレジット・カードの利用を防ぐことができない、または防ぐ義務を負わないことを表明したとき、勘定保有者は第 1 パラグラフに基づく責任のみを負う。

#### **第 4 章 売主の先取特権付きの売買に関する特則**

##### 第 14 条 動産担保法との関係

1980 年 2 月 8 日の法律（第 2 号）（動産担保法）第 3 条の 14 乃至第 3 条の 22、および動産の善意取得に関する 1978 年 6 月 2 日の法律（第 37 号）は、信用売買とともになされた売主の先取特権に関する合意の条件、売主の先取特権に関するより詳細なルール、ならびに債権者および善意取得した買主との関係における先取特権の制定法による保護について適用される。

##### 第 15 条 商品の返還請求権

売主の先取特権に関する有効な合意がなされ、買主が自らの義務の履行を懈怠したとき、信用供与者は、次の場合に、商品の返還を請求することができる。

- (a) 信用売買価格の少なくとも 10 パーセントまたは未弁済債務の少なくとも 2 回の分割弁済が弁済期後 1 か月を経過しても支払われないとき。
- (b) 買主が先取特権の対象物を重大なリスクにさらしたとき。

信用供与者は、その他の場合には、商品の返還を請求する権利を有しない。

##### 第 16 条 商品返還の際の買主に対する信用供与

商品が返還されたとき、買主に対し、返還時における商品の価値について、信用が供与されなければならない。商品の価値は、当該商品が、適切な方法で、場合によっては合理的な修繕が施された後に、売却された場合に得られる金額を意味する。

商品の価値が第 17 条に基づく信用供与者の請求額を超えると、商品の返還に際して、差額が買主に支払われなければならない。

##### 第 17 条 商品返還の際の信用供与者に対する信用供与

信用供与者は、次の項目について、信用を受けることができる。

- (a) 債務（信用供与額およびファイナンス手数料の合計額）の未弁済部分から、第 11 条第 2 パラグラフに基づく控除を減じた金額、
- (b) 買主によって支払われるべき保険料で、信用売買価格に含まれていないもの、
- (c) 弁済期の到来した債務のうち未弁済分について生じる、買主によって支払われるべき利息、および

(d) 商品の返還に必要な費用。

商品の価格が信用供与者の請求権を下回るとき、信用供与者は差額の支払いを求める権利を有する。

#### 第 18 条 商品の返還手続

商品の返還手続は執行法によって規律される。

#### 第 19 条

買主は、信用供与者が、他の財産から債権の弁済を受ける前に、第 16 条および第 17 条に基づく商品の返還を請求するよう求めることができる。ただし、買主が商品を占有しておらず、または買主の責めに帰すべき事由により、もしくは買主が危険を負担した事情のために商品の価値が著しく損なわれ、当該商品の返還によっても完全な弁済を受けることができない危険が存在するときはこの限りでない。

第 1 パラグラフは、信用供与者が、消費者売買に適用されない売主の先取特権について、執行法第 8 章に基づく強制売却を請求することを妨げない。商品が売主の先取特権付きで売却されたとき、当該商品を、信用供与者の請求権の弁済のために差し押さえることができない。

#### 第 20 条～第 27 条 削除

### **第 5 章 消費者信用サービス提供**

#### 第 27 条 a 消費者

##### 信用サービス提供

次に定める消費者信用売買に関する規定は、消費者信用サービス提供に準用される。

- (a) 第 4 条および第 5 条（合意締結以前の情報提供義務）。
- (b) 第 5 条 a（信用供与の合意）。
- (c) 第 5 条 b（ファイナンス手数料の変更に関する通知）。
- (d) 第 6 条（マーケティングに関する情報提供義務）。
- (e) 第 6 条 a（実質利率の算定）。
- (f) 第 8 条（サービス提供者以外の真供与者に対する消費者の抗弁の主張）。
- (g) 第 8 条 a（信用供与者の請求権が譲渡または質入れされた場合における消費者による抗弁の主張）。
- (h) 第 9 条（為替手形の利用の禁止など）。
- (i) 第 10 条（債務への充当）。

- (j) 第 11 条 (弁済期前に決済をする消費者の権利)。
- (k) 第 12 条 (弁済期前に決済をする消費者の義務)。

## **第 6 章 細則、監督、刑事罰**

- 第 28 条 情報提供義務に関する細則<略>
- 第 29 条 消費者貸貸借に関する規則<略>
- 第 30 条 監督 <略>
- 第 31 条 刑事罰 <略>

## **第 7 章 施行日、経過規定**

- 第 32 条 施行日<略>
- 第 33 条 経過規定<略>
- 第 34 条 他の法律の廃止および修正<略>